

438. 低圧移動電線の施設②

〈低圧移動電線の施設:電線〉

② 一般の場合

① 使用電圧が300V以下の場合: 〇屋内に施設する物は、ビニルコード以外のコード(湿気の多い場所または水気のある場所の床の上から人が触れる恐れのある箇所に施設する場合は、防湿コードまたはゴムキャブタイヤコードに限る)またはビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルで、断面積 0.75mm^2 以上の物を使用しなければならない。また、屋側または屋外に施設するものは、ビニルキャブタイヤケーブルおよび一種キャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルで、断面積 0.75mm^2 以上の物を使用しなければならない。ただし、雨露にさらされない屋側に施設する時は、断面積 0.75mm^2 以上の防湿コードまたはビニルキャブタイヤコードを使用する事ができる。② 使用電圧が300Vを超える場合: 〇屋内、屋側および屋外のいずれに施設する場合も、一種キャブタイヤケーブルおよびビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルで、断面積 0.75mm^2 以上の物を使用しなければならない。

⑥ ビニルコードおよびビニルキャブタイヤケーブルが使用できる場合

① 使用電圧が300V以下の場合: 放電灯、ラジオ、扇風機、電気バリカン、電気スタンドその他、電気を熱として使用しない電気使用機械器具、電気毛布、電気足温器その他の高温部が露出せず、かつこれに電線が触れる恐れが無い電熱器(電熱器と移動電線との接続部の温度が 80°C 以下で、かつ電熱器の外面の温度が 100°C を超える恐れが無い物に限る)または移動点滅器に付属する移動電線には、施設場所が屋内の場合は、断面積 0.75mm^2 以上のビニルコードまたはビニルキャブタイヤケーブルを、施設場所が屋側または屋外の場合は、断面積 0.75mm^2 以上のビニルキャブタイヤケーブルを使用する事ができる。② 使用電圧が300Vを超える場合: 電気を熱として利用しない電気機械器具に付属する移動電線には、断面積 0.75mm^2 以上のビニルキャブタイヤケーブルを使用する事ができる。

⑦ 金糸コードが使用できる場合

〇金糸コード: 断面積 0.0074mm^2 以上 0.009mm^2 以下の銅線を10mmにつき16回以上の割合でより糸に一樣に巻いた物を18本より合わせた物を心線とした、可とう性の高いコード。〇金糸コードは、許容電流が0.5A程度であるため、分岐回路の過電流遮断器で確実に保護できるとは限らないので、保安上好ましくないが、電気ひげそり、電気バリカンなどのように頻繁に動かして使用するものは、一般のコードでは可とう性が十分でなく、素線切れが生じる場合が多いので、可とう性の高い金糸コードの使用が必要である。→このため、使用条件を限定して使用を認めている。→すなわち、金糸コードの使用は、電気ひげそり、電気バリカンその他これに類する軽小な家庭用電気機械器具に付属する移動電線で、長さ2.5m以下の場合で、かつこれを乾燥した場所で使用する場合に限り認められている。

